

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年9月18日受付分)

名称

特定非営利活動法人ネパール・ヨードを支える会

縦覧期間

令和8年9月18日(金)から
令和8年10月2日(金)まで

特定非営利活動法人ポシャナーラヤ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ポシャナーラヤという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発展途上国、特にアジアの人々の栄養、保健、福祉の増進をはかり、子供をはじめとする市民の栄養改善を基礎とした生活改善、生活向上支援により人々の健康を守ることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 途上国の人々の健康を守るための国際開発援助事業
- (2) 人材の育成や国際理解を促進するための国際交流事業
- (3) 国際協力に対する理解と支援を得るための普及啓発やアドボカシー事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事5人以上12人以内

(2) 監事1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 事務局の組織及び運営

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項のただし書きの場合を除き同項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品及び助成金

(3) 会費

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事業所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲示して行う。ただし、法第28号の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	熱田 親憲
副理事長	藤原 健
理事	奥平 武則
理事	澤木 政輝
理事	小阪 英樹
理事	MALLA RAJAN MAN
理事	山瀬 隆
監事	神野 二美代
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費

個人	10,000 円
団体	30,000 円
 - (2) 賛助会員 年会費

個人	5,000 円	(1口)
団体	10,000 円	(1口)

2026（令和 8）年度事業計画書

特定非営利活動法人ネパール・ヨードを支える会

1. 基本方針

名称をポシャナラヤ（栄養の拠点）に変更し、法人として新たなフェーズへの活動を始動する。

途上国の人々の健康を守るための国際開発援助事業については、当面、これまでヨード支援活動を行ってきたネパールにて第 2 フェーズとして、栄養を基とした生活改善支援を行う。基本的には現地提携 NGO より支援要請がある活動に対して支援を行うと共に、日本人専門家のアドバイスやコンサルテーションにより課題解決を行っていく。同時に、日本で栄養士資格を取得してネパールに帰国した元留学生たちが目指す、ネパールの栄養学のレベルアップをはかるための栄養アカデミー設立への協力を行う。日本の栄養士取得レベルの教育課程を学べることにより栄養分野に関わる人材の育成を行い、長年の課題である乳幼児や子どもたちの栄養不良状態の改善、食育による健全な発育、中高年の成人病の増加を防ぐための食事改善を継続的に行う。また、農村地域の学校において食育活動の推進を行うと共に給食提供の質の向上にて子どもたちの成長を栄養面から支える。大人については健康な体を整え、成人病の予防につなげる支援を行い、栄養から人々の健康を支えることで、持続可能な社会づくりをおこなっていく。

人材の育成や国際理解を促進するための国際交流事業では、ネパールの栄養学を学ぶネパール留学生の生活サポートをし、先に帰国している 2 名の留学生と共に来年活動できるよう人材育成を行う。また、当法人の活動内容を体験してもらう現地訪問より支援者の理解促進を図る。

国際協力に対する理解と支援を得るための普及啓発やアドボカシー事業では、新たなフェーズへの活動の推進が円滑に行えるように、活動案内パンフレットの作成、ホームページのリニューアル、地域の国際フェスティバルにての活動展示を行い、普及啓発活動を行っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 途上国の 人々の健康を 守るための国 際開発援助事 業	栄養アカデミー支援	通年	ネパール		3,000
	子どもたちへの教育支援	通年	ネパール		2,600
	栄養改善を基礎とした 生活改善	通年	ネパール		800

(2)人材の育成や国際理解を促進するための国際交流事業	ネパール栄養専門家育成	通年	日本		184
	ワークキャンプ・スタディツアー	通年	ネパール		2,100
(3)国際協力に対する理解と支援を得るための普及啓発やアドボカシー事業	活動案内パンフレット作製	1回	事務所		0
	ホームページリニューアル	1回	事務所		0
	活動展示	2回	大阪・兵庫		0
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	収益見込 (千円)
(1)				

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年6回

(2) 事務局体制

事務局長：不在のため理事長の熱田典子が事務局管理を行う、事務局スタッフ：谷井昌代(会計)

2027（令和 9）年度事業計画書

特定非営利活動法人ネパール・ヨードを支える会

1. 基本方針

途上国の人々の健康を守るための国際開発援助事業では、2026 年度より新たなフェーズの活動として始めた、ネパールの現地提携団体が進める栄養アカデミー設立への支援、特にブリッジコースの開校後継続できるようソフト面の支援を実施する。そして、本格スタートしていくため、資金調達、必要な許認可手続きを計画的に行えるように支えていく。また、栄養教育活動として子どもと大人が食育より健康づくりを行えることを目指した活動を実施することで、人々の健康を支える活動を行っていく。

人材の育成や国際理解を促進するための国際交流事業では、引き続き当法人の活動に対する理解を促すためプロジェクト地を訪ねることにより、理解者の増大を目指す。国際協力に対する理解と支援を得るための普及啓発やアドボカシー事業では、ポスターを作成し栄養学コースのある大学や専門学校などへアピールを行う。また、ホームページのリニューアルを実施することでより活動の理解をうながせること、加えて保健分野における栄養活動の重要性を伝えることにより、国際支援における国内外における学校・家庭・自治体・国の仕組みを変えていくためのアドボカシー活動を行っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 途上国の 人々の健康を 守るための国 際開発援助事 業	栄養アカデミー支援	通年	ネパール		5,000
	子どもたちへの教育支援	通年	ネパール		13,000
	栄養改善を基礎とした 生活改善	通年	ネパール		1,000
(2) 人材の育 成や国際理解 を促進するた めの国際交流 事業	ワークキャンプ・スタデ ィツアー	通年	ネパール		1,500
(3) 国際協力 に対する理解 と支援を得る ための普及啓 発やアドボカ シー事業	ポスター作製	1 回	事務所		0
	ホームページのリニュー ーアル	1 回	事務所		0
	保健分野における栄養 活動の重要性を伝える アドボカシー活動	通年	事務所		0
(4) その他、 この法人の目 的を達成する ために必要な 事業	定款第 5 条第 1 号～第 3 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	収益見込 (千円)
(1)				

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年6回

(2) 事務局体制

事務局長：不在のため理事長の熱田典子が事務局管理を行う

事務局スタッフ：谷井昌代（会計）、中島彩華

法人名： 特定非営利活動法人ネパール・ヨードを支える会

令和8年度 活動予算書

令和8(2026)年 4月 1日から 令和9(2027)年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	650,000		
		950,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益			
サポーター受取会費	400,000	400,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
補助金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
途上国の人々の健康を守るための国際開発援助事業	6,400,000		
人材の育成や国際理解を促進するための国際交流事業	2,284,000		
国際協力に対する理解と支援を得るための普及啓発事業	0		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0	8,684,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			10,534,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,350,000		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	20,000		
通勤費	20,000		
福利厚生費	20,000		
人件費計	1,410,000		
(2) その他経費			
業務委託費(国内)	0		
業務委託費(海外)	8,000,000		
諸謝金	13,000		
印刷製本費	20,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	24,000		
地代家賃	120,000		
賃借料	36,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	20,000		
諸会費	60,000		
研修費	240,000		
支払い手数料	15,000		
為替差損	0		
雑費	5,000		
その他経費計	8,898,000		
事業費計		10,308,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	20,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	24,000		
地代家賃	12,000		
研修費	60,000		
支払手数料	5,000		
その他経費計	226,000		
管理費計		226,000	
経常費用計			10,534,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			2,108,115
次期繰越正味財産額			2,108,115

法人名： 特定非営利活動法人ネパール・ヨードを支える会
令和9年度 活動予算書

令和9(2027)年 4月 1日から 令和10(2028)年 3月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400,000		
賛助会員受取会費	1,150,000	1,550,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
サポーター受取会費		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
補助金	2,200,000	2,200,000	
4. 事業収益			
途上国の人々の健康を守るための国際開発援助事業	19,000,000		
人材の育成や国際理解を促進するための国際交流事業	1,500,000		
国際協力に対する理解と支援を得るための普及啓発やアドボカシー事業	0		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0	20,500,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			24,250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	4,350,000		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	150,000		
通勤費	100,000		
福利厚生費	20,000		
人件費計	4,620,000		
(2) その他経費			
業務委託費(国内)	300,000		
業務委託費(海外)	18,500,000		
諸謝金	100,000		
印刷製本費	20,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	217,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	12,000		
地代家賃	24,000		
賃借料	36,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	50,000		
諸会費	80,000		
研修費	40,000		
支払い手数料	25,000		
為替差損	0		
雑費	5,000		
その他経費計	19,474,000		
事業費計		24,094,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
〇〇〇	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	20,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	24,000		
地代家賃	12,000		
研修費	20,000		
支払手数料	5,000		
その他経費計	156,000		
管理費計		156,000	
経常費用計			24,250,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			2,108,115
次期繰越正味財産額			2,108,115